

平成 18 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（抄）

平成 18 年 1 月 20 日
閣 議 決 定

2. 平成 18 年度の経済財政運営の基本的態度

（歳出・歳入一体改革）

財政の健全化に向けて、引き続き政府の大きさを抑制するとともに、まずは、2010 年代初頭における国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指す。

具体的取組については、平成 18 年の年央を目途に、「歳出・歳入一体改革」の選択肢及び改革工程を明らかにする。その際、引き続き、「小さくて効率的な政府」原則、活力原則、透明性原則の三原則に則って検討を進める。

こうした取組を通じて、平成 18 年度中に「歳出・歳入一体改革」についての結論を得る。

（包括的かつ抜本的な税制改革）

税制については、「基本方針 2005」やこれまでの与党税制改正大綱も踏まえ、包括的かつ抜本的な検討を引き続き進め、重点強化期間内を目途に結論を得る。

平成 18 年度税制改正においては、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、税源移譲の実施や定率減税の廃止等の個人所得課税、法人関連税制、土地・住宅税制、国際課税、酒税・たばこ税等について、所要の措置を講じる。

（注）重点強化期間：平成 17 年度及び平成 18 年度の 2 年間